

平成29年度

第15回

# 公益信託

みなさんの公益的な事業を支援します

# うつくしま 基金



## ◆公益信託うつくしま基金とは？

「公益信託うつくしま基金」は、県内における地域活動が、より広く、より活発に展開され、県民一人ひとりが参画した地域づくりが行われることを目的として、平成15年3月31日福島県のうつくしま未来博成果継承基金により作られました。

## ◆公益信託とは？

公益信託とは、個人や法人（委託者）が、財産を一定の公益目的のために信託し、受託者（信託銀行等）が定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、公益目的を実現する制度です。

## スタートアップ支援コース

上限

30万円

これから公益的事業を始めようとする団体、グループ及び個人の事業（団体等の立ち上げ準備時期から立ち上げ後概ね3年以内の事業）のスタートを支援する助成コース。

## 実践支援コース

上限

50万円

地域の活性化や、生活基盤の向上に資する公益的事業を行う場合に対して助成するコース。

## 発展事業支援コース

上限

100万円

（実績によって上限500万円）

公益的事業を展開しようとする団体、グループ及び個人の事業を支援するコース。

公開審査会 平成29年2月

## 自治体との協働コース

上限

800万円

地域住民による積極的な地域づくりへの参画を支援するため、地方自治体との協働プロジェクトにおける地域住民側の事業に必要な経費を助成するコース。

公開審査会 平成29年2月

## ◆募集期間（平成28年）

10月7日（金曜日）▶11月7日（月曜日）

## ◆助成金給付は、平成29年4月です

## 申請書の提出先

【基金事務局】

東邦銀行 法人営業部 公益信託うつくしま基金事務局

〒960-8633 福島市大町 3-25 tel.024-523-3131

## 申請書作成などのご相談は

【サポート組織】

特定非営利活動法人

うつくしまNPOネットワーク

〒963-8835 郡山市小原田2丁目19-19

tel.024-953-6092 fax.024-953-6093

【MAIL】 uketsuke@utsukushima-npo.jp

<http://www.utsukushima-npo.jp/>

# 第15回公益信託うつくしま基金助成金募集概要

詳細は、「募集要項」または「公益信託うつくしま基金ホームページ」をご覧ください。

## 助成申請コース・助成額・助成期間

- 「スタートアップ支援コース」
  - これから公益的事業を始めようとする団体、グループ及び個人の事業（団体等の立ち上げ準備時期から立ち上げ後概ね3年以内の事業）のスタートを支援する助成コース。
  - 上限30万円（1万円単位、事業費の10/10の範囲内で助成）
  - なお、このコースによる助成は、1助成対象者につき1回限りとします。
- 「実践支援コース」
  - 地域の活性化や生活基盤の向上に資する公益的事業を行う場合に対して助成するコース。
  - 上限50万円（1万円単位、事業費の10/10の範囲内で助成）
- 「発展事業支援コース」
  - 公益的事業を展開しようとする団体、グループ及び個人の事業を支援するコース。
  - 上限100万円（1万円単位、事業費の8/10の範囲で助成）
  - ただし、助成金を活用して発展的な事業を行うのに必要な経験や知識、透明性の確保や公益性を重視した事業運営のノウハウ等を持つことを客観的に示す実績がある場合は、500万円を上限とします（1万円単位、事業費の8/10の範囲内で助成）。具体的には、過去に公益信託うつくしま基金又は他の助成制度から1回の助成金額が50万円以上の助成金の給付（委託料は除く）を受けて同分野の事業を行って、十分な成果を上げていることが条件となります（※）。
  - （※）実績を示す事業は平成28年3月までに完了している必要があります。
  - なお、このコースによる助成は、同様の事業につき原則3回を限度とします。
- 「自治体との協働コース」
  - 地域住民による積極的な地域づくりへの参画を支援するため、地方自治体との協働プロジェクトにおける地域住民側の事業に必要な経費を助成するコース。
  - このコースによる助成の対象となる事業は、地域住民である助成対象者と地方自治体とがそれぞれの立場から双方とも主体的に取り組む協働事業とします。（協働する地方自治体が、事業費（自治体職員の人件費を除く）の2/10以上を負担するもの。また地方自治体の経費負担が、助成対象者への補助金や委託料の場合は、このコースにおける「協働」には該当しませんので、助成の対象になりません。）
  - 上限800万円（1万円単位、事業費の8/10の範囲内で募集）
  - なお、このコースによる助成は、同様の事業につき原則3回を限度とします。
- 助成金の対象となる事業は、平成29年4月から平成30年3月までに実施する事業を対象とします。

## 応募期間・応募方法

### （1）応募期間

平成28年10月7日(金)～平成28年11月7日(月)（11月7日消印有効）

※応募期間以外の申請は、助成対象外といたします（審査対象となりません）。

### （2）応募方法

所定の申請書に必要事項を記入し、東邦銀行法人営業部公益信託うつくしま基金事務局に郵送してください（郵送受付のみとし東邦銀行の本・支店窓口受付は行いません）。

なお、受領証は発行いたしませんので、簡易書留等のご利用をお勧めいたします。

【郵送先】  
〒960-8633 福島市大町3-25  
東邦銀行 法人営業部 公益信託うつくしま基金事務局

※提出された申請書類は返却いたしません。

- 申請書類は、福島県内の東邦銀行本・支店などに置いてあります。また、申請用紙はホームページ（<http://www.utsukushima-npo.jp/>）からもダウンロードできます。なお、書類の郵送をご希望の方は、東邦銀行法人営業部公益信託うつくしま基金事務局までご請求ください。

## 選考基準

### （1）書類審査

次の視点で審査します。

- ① 事業の公益性
- ② 事業の必要性
- ③ 事業の実現可能性
- ④ 事業の発展可能性（発展事業支援コース、自治体との協働コースのみ）
- ⑤ 費用の妥当性
- ⑥ 協働の的確性（自治体との協働コースのみ）
- ⑦ その他（過去の実績報告書の提出状況）

### （2）公開審査（発展事業支援コース、自治体との協働コース）

プレゼンテーションにより審査します。

## 留意事項

- 申請書は、助成先選考の際の審査資料となりますので、募集要項に基づき、助成事業の計画に変更の生じることのないよう、十分に検討のうえ、作成してください。
- 提出された申請書類の差替えは行いません。提出された内容に基づき運営委員による審査を行います。そのため、提出の際は、助成事業金の計画、収支計画（金額・内容・算出根拠）について、要点を箇条書きで記載してください。（申請事業を行う理由（目的）とその内容、達成するための計画的なスケジュール、支出する経費は事業目的達成のためになぜ必要であるか等）

## 助成金の給付

助成金の給付は、申請金額に基づく概算払いとし、助成先からの請求により、原則として平成29年4月中に銀行振込により一括給付します。

## 助成対象者

ボランティア活動をはじめとする不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する自主的な社会貢献事業及び独自に、又は関係する機関と連携して取り組む地域づくり事業（以下「公益的事業」という）を行う団体、グループ及び個人です。

ただし、次に該当する者は除きます。

- （1）特定非営利活動促進法第2条第2項の規定による特定非営利活動法人でない法人
- （2）責任者、連絡先等が明確でない者
- （3）助成資金の管理能力に欠けると認められる者
- （4）うつくしま基金の助成を受けた者で、提出期限を過ぎても実績報告書を提出していない者
- （5）過去に受けたうつくしま基金の助成金返還該当者で、返還未了となっている者

## 助成対象事業

主として福島県内で福島県民によって主体的に行われる公益的事業が対象になります。

なお、次に掲げる事業は助成の対象としません。

- （1）営利を目的とする事業
- （2）特定の団体、グループ又は個人のみの利益に寄与する事業
- （3）地区住民の交流行事や親睦会などのイベント
- （4）政治又は宗教布教を目的とする事業及びそれらの活動との連動性や一体性を持つ事業
- （5）他から委託された事業
- （6）学術的な研究を主目的とする事業
- （7）当該事業に賛同して主体的に事業を行う共同参画者を2名以上得られない個人事業
- （8）原発事故を起因とする放射能の除染及びその関連事業

## 助成金の対象経費

次のような経費が対象となります。

- （1）外部講師謝金
- （2）事業に主要な役割を果たすと認められる人件費（必要な期間のみ）（組織で恒常的に発生している人件費は助成対象外）
- （3）事業に主要な役割を果たすと認められる物品購入費
- （4）事業に主要な役割を果たすと認められる委託外注費（内部ではできない高度な作業や制作の委託外注費）
- （5）事業を進める上で臨時に必要なとなる機材等の借上料
- （6）事業を進める上で必要となる会場施設使用料
- （7）旅費交通費
- （8）通信連絡費
- （9）事務諸経費
- （10）その他
  - ・上記の各項目に該当しないその他の経費（助成対象外経費を除く）

また、以下については、助成金の対象経費となりません。

- （1）売上収入を得るための商品仕入れ、原材料購入及び制作加工人件費
- （2）助成を希望する組織の従来から恒常的に発生している人件費や管理運営経費
- （3）従来から使用している物品の買い換えを目的とした物品購入費
- （4）助成希望者の飲食経費
- （5）施設整備費

## 申請書の記載方法などに関する問い合わせ窓口

市民サポート組織（うつくしまNPOネットワーク）が、申請書の記載方法や申請に関するご質問にお答えいたします。

特定非営利活動法人 うつくしまNPOネットワーク

（連絡先） 〒963-8835 郡山市小原田2-19-19

TEL.024-953-6092 FAX.024-953-6093

【mail】 [uketsuke@utsukushima-npo.jp](mailto:uketsuke@utsukushima-npo.jp) 【URL】 <http://www.utsukushima-npo.jp/>

## <申請書提出先> 公益信託うつくしま基金事務局

基金の申請書類のご請求がございましたら、以下の事務局までご連絡ください。 ※受領証は発行いたしませんので、簡易書留等のご利用をお勧めいたします。

東邦銀行 法人営業部 公益信託うつくしま基金事務局

（連絡先） 〒960-8633 福島市大町3-25

TEL.024-523-3131（代表）